

# 日本鍼灸療術医学会 会員規定

平成 26 年 7 月 7 日制定

平成 31 年 3 月 1 日改訂

## 目次

1. 日本鍼灸療術医学会について
2. 会員種別と会費
3. 一般会員
4. 賛同会員
5. 組織
6. 禁止事項
7. 入会に当たっての注意事項
8. 免責事項
9. 個人情報の取り扱いについて

## 1. 日本鍼灸療術医学会について

### 1) 当法人の目的・活動

日本鍼灸療術医学会は2010年、民間療法を代表する「鍼、マッサージ、整体」の3群による公式なRCTによる臨床研究を世界で初めて行いました。2012年1月に法人化し、一般社団法人日本鍼灸療術医学会（以下「当法人」）となりました。

2012年の春、史上初となる「鍼、マッサージ、整体」のRCTによる臨床研究は、ハーバード大学Napadow医師を含む3人の査読による審査を経て、代替医療の世界的権威である医学雑誌、E-CAM（Evidence-Based Complementary and Alternative Medicine）に掲載されました。

この臨床研究は、効果の実証が困難とされた「鍼、マッサージ、整体」の医学的効果を客観的数値で表すことによって、民間療法では世界初のエビデンス（科学的根拠）を示し、国際医学論文としてアメリカ合衆国国立医学図書館に保管されています。

これにより、「療術=RYOJYUTU」「整体=SEITAI」が医学用語として、世界に認知されました。厚生労働省の「統合医療」情報発信サイト、コクラン・レビュー・アブストラクトにも掲載されています（コクランライブラリーは科学的根拠=エビデンスに基づく医療情報源として最高水準のものであることが世界的に認められています）。

日本の代替医療業界は、医学的な効果を数値で表すという研究をほとんど行っていませんでした。そのため、代替医療や民間療法は「医学的な効果はない」と評価されています。しかし、代替医療や民間療法が伝統としてこれまで存続してきた理由は、効果があるという一点にあります。

この憂うべき状況を打破すべく、困難なヒト実験を行い、実証したのが当法人です。

世界初となった民間療法の「効果」を、客観的数値によって示すことに成功した当法人のこれからの使命は、民間療法の実力を世間に誤解の無いように伝え代替医療の発展のために貢献することにあります。

また、医師や医療業界に対し、民間療法への理解を促し、協力体制を整える活動も行います。そして、代替医療のエビデンスをより多く確立する為の研究も実施します。

※ 当法人は IRB 番号 12000042「代替医療に関するヒト実験倫理審査委員会」として厚生労働省臨床研究倫理審査委員会に登録されています。

## 2) 当会について

そこで、当法人では、以下のとおり、当法人の主旨に賛同される方を会員とし、日本鍼灸療術医学会（以下「当会」という）を設立することとなりました。

- ① 当会の名称を「日本鍼灸療術医学会」とし、当法人の住所地に本部を置きます。
- ② 当会は、当法人の目的に賛同し、その活動をサポートすること、及び、当法人の研究成果の普及を目的とする団体であり、これに賛同する会員をもって構成されます。

## 2. 会員種別と会費

当会に所属する会員は以下の 2 種類です。

### 1) 一般会員

代替医療・民間療法・健康産業に従事しているセラピスト等の方、スポーツ・健康に関する指導を行う方、サプリメント・健康機器販売に携わる方。

入会金 2 万円、年会費 1 万 5 千円。

（全国統一「基礎医学検定」講習会を受講される場合は、一般会員への登録が必要です。）

### 2) 賛同会員

当法人の主旨に賛同し、活動支援していただける一般会員以外の方。

入会金不要。年会費一口 1 万 5 千円以上。

## 3. 一般会員

1) 当会の一般会員（通常会員）には、入会手続き完了後、当会の会員証をお渡しします。また、当会が主催する講習会及びイベントに参加することが出来ます。

## 2) 上海中医薬大学留学について

当法人と学術提携を結んでいる「上海中医薬大学」への短期留学が会員価格で受けられます。

「上海中医薬大学」では解剖実習・中医学・鍼灸・推拿（中国で医学的に認められている整体）、臨床の他にも、中医基礎理論、診断学等、様々な研修が可能です。さらにご希望に合わせた特別なカリキュラムを、当法人が上海中医薬大学と交渉し実施することも出来ます（例:美容に特化した中医学理論・漢方を学びたい、気功を学びたい方向けのカリキュラム等）。

## 3) 「手技療術師」資格取得について

当法人は、世界初の手技療法に関する客観的効果を示し、療術=RYOJYUTU、整体=SEITAI を医学論文に初めて記載しました。その権威ある当法人認定校の規定によるカリキュラムを受講し、学科試験、実技試験に合格された方には、当法人が認定する「手技療術師」資格を授与します。

## 4) 当会 Web ページの活用

一般会員には開業されている店舗、お勤め先等を当法人のホームページで紹介いたします。また、Facebook 等のソーシャルメディアを活用した交流を行うことも出来ます。同じ業界で努力されている会員同士での情報交換や、幅広い繋がりを作るきっかけとしてご活用下さい。

※ 各種施術院紹介への写真掲載には、当会による審査を必要とします。

## 5) 施術による損害保険について

当会は、施術による事故に備えた損害保険をご用意しております。民間資格者・エステ美容関連の業種に従事されている方も加入できます。

## 4. 賛同会員

講習会等の優遇等はありません。手続き完了後、賛同会員証を送付致します。

## 5. 組織

- 1) 当会は、当該法人の理事長をもって会長とします。
- 2) 当会の運営は、当法人の理事長の定めるところにより行なわれます。
- 3) 当会の会員は、当法人の理事会の定めるところにより、権利を有し、義務を

負います。

## 6. 禁止事項

当会では、以下の行為を禁止しております。これらの行為が発覚した際には、当法人の理事会の判断で除名処分となり、また損害賠償の請求を受けることがあります。

- 1) 公序良俗に反する行為
- 2) 犯罪行為に結びつく行為、その他法令に違反する行為
- 3) 他の会員又は当会及び当法人の知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウが含まれるがこれらに限定されない）、肖像権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為
- 4) 当会と関係のない団体、宗教等への勧誘を目的とする行為
- 5) 他の会員は当会及び当法人に迷惑をかけたか不利益を与える行為、又はこれらの者を誹謗中傷したり、名誉・信用を毀損する行為
- 6) コンピューターウイルス等の有害なプログラムの使用・提供等により、他の会員又は当会及び当法人を害する行為
- 7) 他の会員に対する選挙運動又はこれらに類似する行為、及び公職選挙法に抵触する行為
- 8) 当会の承認した以外の方法で他の会員との間で、売買等金銭的な利害を発生させる行為、又は、無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチ商法を勧誘する行為
- 9) 不特定の会員に対して電子メールを送付する行為、又はそれを読むこと、アンケートに答えることあるいは当該電子メールを他の会員若しくは第三者に転送することを強要又は依頼する行為
- 10) 当会及び当法人からの電子メール又は資料の内容を無断転載又は再配布する行為
- 11) 当会及び当法人が行っている学術講習会を模倣する行為
- 12) 前各号に定める行為を助長する行為
- 13) 前各号に該当するおそれがあると当会が判断する行為、その他、当会が不適当と判断する行為

## 7. 入会に当たっての注意事項

- 1) 入会の方法

ご入会の申込みは、Eメール又は電話にて、当会本部までご連絡下さい。  
後日送付させて頂く入会申込書に必要事項（住所、氏名、電話番号、Eメール  
アドレス等）を記入の上、入会金・年会費の振込をもって入会手続きが完了い  
たします。

#### 2) 年会費の返金

いかなる事情でも年会費の返金は致しません。

#### 3) 入会金、年会費の支払い方法

入会金、年会費は、当会の指定する銀行口座へお振り込み下さい。

#### 4) 会員資格の有効期限

有効期間は、入会申し込み日から12ヶ月間です。

#### 5) 更新について

当会の会員資格有効期間は自動的に更新されます。更新日の1カ月前に当会よ  
り更新をメールにてお知らせ致します。

#### 6) 会員へのお知らせ、連絡について

会員への各種お知らせは、当法人ホームページを通じて行います。

個々の会員への連絡は、原則Eメールで行います。Eメールアドレスその他連  
絡先に変更があった際は、速やかに当会本部までご連絡ください。

#### 7) 各種認定資格について

基礎医学検定以外の当法人が定める各種認定資格は、当会に在籍中のみ有効で  
す。会員資格を失った際には、基礎医学検定以外の各種認定資格は失効し、認  
定証は返還していただきます。

#### 8) 会員証、各種認定証の再発行

万が一当会から発行された会員証、各種認定証を紛失・破損された際は速やか  
に当会の本部までご連絡下さい。再発行の手続きについてご案内いたします。

#### 9) 退会について

退会は原則1ヶ月前までに、会員証及び各種認定資格を付与された場合には該  
当資格認定証とともに「退会届」を当会宛に郵送してください。当会への退会  
届到達をもって退会となります。退会を確認する当会からの御連絡はいたしま  
せんので御了承ください。

## 8. 免責事項

1) 会員が個々の業務及び当会の活動を通じて第三者に損害を与えた場合、当会  
及び当法人は一切の賠償責任を負わないものとします。

2) 当会の事業が止むを得ない事情で継続出来なくなった場合、当会及び当法人  
は会員に対して賠償責任、年会費の返還義務を負わないものとします。

- 3) 当会及び当法人が提供する情報の利用において生じ得る損害等に関しては、当会及び当法人は一切責任を負いかねます。
- 4) 年会費及び講習会等の料金や会員規則の改定については、当法人の理事会での決定により予告なく変更する場合があります。
- 5) その他、会員と当会に関する事項は全て日本の関連法規に基づきます。

## 9. 個人情報の取り扱いについて（個人情報保護方針）

- 1) 当会及び当法人は、会員様のプライバシー・個人情報及び設定内容などを保護することは、事業活動を行う上での責務と考えています。
- 2) 当法人ウェブページからのお申込、お問い合わせ、申込書によるお申込、メール・電話によるお問い合わせを問わず、会員様から明示された特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」）について下記のとおり取り扱うものとします。
- 3) 個人情報とは会員様を識別できる情報のことで、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等です。
- 4) 当会及び当法人が個人情報を収集する場合は、収集目的を明らかにし、必要な範囲内の個人情報を収集いたします。
- 5) 当会及び当法人は取得した個人情報について適切な管理に努めると共に個人情報の漏洩、改ざん、不正な侵入の防止に努めます。
- 6) 当会及び当法人は取得した個人情報を次の各項の場合を除いて、原則として第三者に提供、開示いたしません。
  - ① 法律上照会権限を有する者から書面による正式な協力要請、照会があった場合
  - ② 会員様の同意があった場合
- 7) 会員様が、ご自身の個人情報について照会、修正などを希望される場合には、当会が定める方法によりお客様であることが確認できた場合に限り対応させていただきます。
- 8) 当会は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令を遵守するとともに、本規定の内容を適宜見直し、その改善に努めます。
- 9) 当会の個人情報の取り扱いについてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

日本鍼灸療術医学会 本部  
〒145-0071 東京都大田区田園調布 2-45-8 2F  
Tel :03-3721-1102 E-mail :nihon-tramed@nifty.com  
代表理事 立花 和宏